

川崎市上下水道局告示第 17 号

収納取扱金融機関の取扱店舗変更について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書の規定に基づき、指定した収納取扱金融機関について、次のとおり取扱店舗を変更するので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 19 日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 収納取扱金融機関の名称等

金融機関コード	金融機関の名称	取扱店舗
2306	横浜幸銀信用組合	川崎支店

2 指定する収納方法

川崎支店の店舗窓口における収納及び口座振替の方法による収納

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日